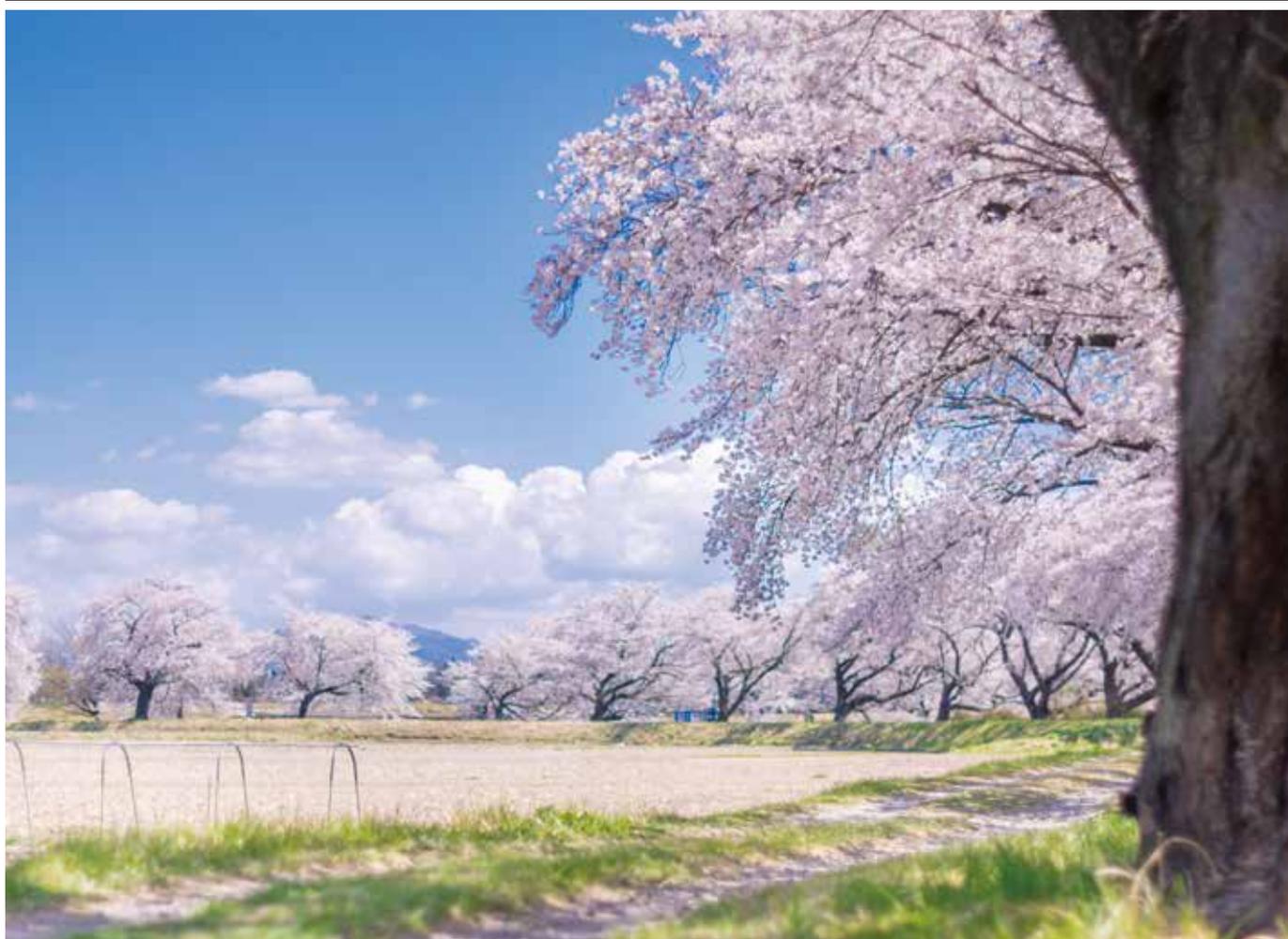




法人こおりやま

2024. 4

第550号



藤田川の桜並木(郡山市喜久田町)

[コピー・転載禁止]

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～



Instagram

公式

Instagram
Facebook

始めました



Facebook

インターネットセミナー 600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID: 1101 パスワード: 1005

目次

税務署ニュース

20歳未満の飲酒は禁止! 2

税のミニ通信

確定申告が間違っていたときの
手続きについて 3

【金融機関の軸足】

資金繰り支援から
再生支援に変化! 4

実践税務調査〜現金商売

とんかつ屋さんの調査 6

「アタリツバ」はないでしょ! /
トピックス 7

トピックス 8

税務署ニュース

大切な未来を守ろう。 20歳未満の飲酒は禁止!

4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

(注) 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されています。

■ 20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- 1 脳の機能を低下させます
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- 3 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります

■ 20歳未満の者の飲酒防止に関する法律

20歳未満の者の飲酒は、法律により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

■ 20歳未満の者の飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器又は包装には「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に対して、20歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底など、20歳未満の者の飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより20歳未満の者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「20歳未満飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 20歳未満の者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

税のミニ通信

確定申告が間違っていたときの 手続きについて

東北税理士会郡山支部/税理士 玉木 成樹

法定申告期限内に申告を行ったが、期限後に申告内容の誤りに気が付いた場合、どのような手続きがあるでしょうか。

1. 納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合

例えば、

- ①見直しを行ったところ、必要経費の計上漏れがあり、〇万円多く申告していた。
- ②見直しを行ったところ、所得控除が漏れており、還付される税額を〇万円少なく申告していた。

上記のような誤りに気が付いたときは、「更正の請求」という手続きができる場合があります。この手続きは、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容を検討し、納めすぎの税金があると認めた場合には、減額更正を行い税金の還付を行います。

なお、所得金額の増減や所得控除の追加があっても最終的な税額に異動がない場合には、「更正の請求」はできません。

「更正の請求」ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

2. 納める税金が少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合

この場合は、「修正申告」により誤った内容を訂正しますが、修正申告をする場合、以下の点に注意が必要です。

(1) 税務署の調査を受けた後で修正申告をした場合

修正申告により新たに納める税金のほかに「過少申告加算税」がかかります。この「過少申告加算税」の金額は、新たに納めることとなった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。

(2) 税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をした場合

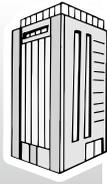
「過少申告加算税」はかかりません。誤りに気が付いたらできるだけ早く修正申告をしてください。

なお、「修正申告」により、新たに納める税金は、修正申告書を提出した日が納期限となりますので、その日に納付してください。

また、併せて延滞税を納付する必要があります。

なお、詳しい手続等については、税の専門家である税理士にお尋ねください。

金融機関の軸足



金融庁の金融機関向け指針



資金繰り支援から
再生支援に変化！

未来事業株式会社 代表取締役社長 松本長久

そのポイントを踏まえて2023年11月27日付金融庁のレポートにつきまして、その内容を説明いたします。

1 資金繰り支援

事業者の資金繰り支援について、足下の経営環境の変化や資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえて、他の金融機関や支援機関（中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVI C）など）との連携・協働に努めながら、中小企業や小規模・零細企業はもとより、中堅・大企業等を含め

2 条件変更、借り換え

た事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、事業者に最大限寄り添ったきめ細やかな支援を徹底すること。
また、融資判断にあたってはそれぞれの事業者の現状の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等を踏まえ経営改善につながるよう丁寧かつ親身に対応すること。

返済期間・据え置き期間が到来する既往債務の条件変更や借り換えについて、特に新型コロナウイルスの影響を受けてきた宿泊業、飲食業等を中心に申し込みを断念させるような対応を取らないことは無論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。
その際民間金融機関においては、実質無利息・無担

3 資本金劣後ローン

保融資等の既往の信用保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応できる、コロナ借換保証制度を積極的に活用し、伴走支援に努めること。
また、日本政策金融公庫等においては、既往の実質無利息・無担保融資等のコロナ資本金劣後ローンへの借り換えが、新型コロナウイルスの影響を受け債務が増大した事業者の財務基盤を強化し、新規の投資を促進する観点から重要であることを踏まえ、こうした借り換え需要に柔軟に対応すること。

資本金劣後ローンについて、過大な債務や物価高騰等に苦しむ事業者に対しては、その財務内容を改善し新規融資を供給しやすくする手段として積極的に活用を検討すること。
また、日本政策金融公庫においては民間金融機関に

中小企業に対する金融が「資金繰り支援」から「企業再生支援」に軸足を移します。
2023年11月26日の日本経済新聞に「金融庁の金融機関向け指針」という記事が掲載されました。
これは、金融庁だけではなく中小企業庁、さらには国税庁も参画をしております。
その内容としては金融庁が2024年春に「金融機

関向けの監督指針」を決定する、というものです。
主要なポイントとしては以下の3点になります。
(1) 中小企業の資金繰り支援から事業再生支援に軸足を移す
(2) 過剰債務を抱える融資先に対しては債権放棄を含む抜本策の実施を促す
(3) 全国銀行協会に対しても中小零細企業の私的整理ガイドラインを改定するように要請する

よる実質無利息・無担保融資からの借り換え促進も念頭に、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

日本政策金融公庫においてはコロナ資本性劣後ローンについて、事業者のみならず、周知徹底をはかりその利用を推進すること。

民間金融機関においては認定経営革新等支援機関による再生計画が策定されれば対象となるように要件が緩和された信用保証付債権D D Sの活用を含め、他の金融機関の引き当て事例も参考にしながら債権の劣後化について真摯に検討すること。

4 経営改善・事業再生支援

事業者支援について一歩先を見据え、資金繰り支援にとどまらない事業者の実情に応じた経営改善や債務減免を含めた事業再生支援、再チャレンジ支援に早め早めに取り組むこと。

その際、他の官民金融機関等や支援機関と密に連携するほか、一般の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で措置された補助金等を含め、政府の各種支援施策については、積極的に活用を事業者に提案すること。

① 民間金融機関による実質無利息・無担保融資等の信用保証付融資が借入れの中心となる中小企業の早期の経営改善を後押しするべく、「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ事業者が抱える課題解決に向けてコンサルティング機能を発揮するとともに、一歩先を見据えて当該事業者自身による経営改善計画等の策定を積極的に提案し、必要に応じて計画策定支援や計画の実行状況のモニタリングを実施するなど経営改善・事業再生支援を積極的に行うこと。

② 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用について、2023年10月に金融庁により公表した同ガイドラインの活用事例集も参考にしつつ、その趣旨・内容を浸透させて、事業再生計画の成立や円滑な廃業に向けて主体的に支援すること。

その際、REVICによる研修や弁護士等の専門家との連携強化を通じて、地方における事業再生の担い手の育成に努めること。

③ 商工組合中央金庫においては、危機対応融資を活用した事業者に対してDESによる再生支援が可能となったことを踏まえ、これまで確立してきた経営改善・再生支援のノウハウを最大限活用して率先して支援に努めること。

④ 資本性資金の提供や債権買取等が可能なREVICによるファンド（復興支援ファンド）や独立

行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）の組成・活用についても検討すること。

⑤ 「廃業時における経営者保証に関するガイドライン」の基本的な考え方を改定により、廃業手続きの早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性が高まった。

5 メイン先以外への支援と信用保証協会の役割

自身のメイン先である事業者に対しては、早期の経営改善・事業再生支援に主体的に取り組むこと。

実質無利息・無担保融資により新たな取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した先であっても、支援がおろそかにならないように事業者の実情に応じて継続的な伴奏支援に努めること。

信用保証協会においては

実質無利息・無担保融資などの信用保証付融資割合が高い先等について、民間金融機関や支援機関と連携し、積極的な経営改善・事業再生支援に取り組むこと。

その際再生支援が必要と判断される業者については、民間金融機関と連携して事業者を後押しすることで早期に中小企業活性化協議会に繋いでいく等、主体的に対応すること。

6 経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みについて、2022年12月23日付で政府より発出した要請文「個人補償に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の推進」の一層の浸透・定着を図ること。

以上、金融庁のレポートのポイントについて説明いたしました。ぜひ、貴社の資金戦略の参考にしてください。

～実践税務調査～ 現金商売 とんかつ屋さんの調査

税理士 牧野 義博

駅近くで立地条件の良いとんかつ屋さんを調査することになりました。調査官は、取りあえず昼時と夜にお客として内観調査に出かけてみたところ、昼時はきちんとレジを打っているようですが、夜は時間によってレジを打っていないことが分かりました。「ははあ、売上げを抜いているな!」夜の部では仕事帰りのサラリーマン客が多く、瓶ビール(大瓶)とコースかつのセットが注文の大半のように見受けられました。これを踏まえて無予告による現況調査に入り、現金監査をしましたが特に非違は見つかりません。おかしいな、売上げの除外があるはずだが…。調査官は気を取り直し代表者にお店の概況を聞いています。

調査官 夜の部で一番売れている品は何ですか？

代表者 瓶ビール(大瓶)とコースかつのセットだよ。

調査官 毎日の売上傳票は保存していますね。

代表者 月別に袋に入れて取ってあるよ。

調査官 期末の棚卸しは現物確認による実地棚卸しですか？

代表者 そうだけど何か問題でもあるの。

調査官 棚卸原票を見せてください。期末のビールの本数も数えていますか？

代表者 きちんと数えているよ。

調査官 それでは酒屋からの仕入伝票を見せてください。ビールの仕入先は1店舗だけですか？それから1年分の売上傳票をお借りしますね。

代表者 仕入先の酒屋は1件だけだよ。何をやる気なの(代表者の顔色が変わりました)。

調査官 数量計算により棚卸しを確認させていただきます。

調査官は毎日の売上傳票からビールを伴ったセットを月別に集計しました。内観調査では夜7時頃に別の酒屋がビールケースを配達していたのを目撃しています。2件の酒屋からのビールの総仕入本数が算出されました。そして、(期首棚卸本数+期中仕入本数-期中売上本数)で計算したビールの本数と期末棚卸本数を比較したところ、なんと1500本も期末棚卸本数が足りません。ということは、この店ではビールだけの売上げはありませんので、瓶ビール(大瓶)とコースかつのセットが除外されていたことになります。つまり単純計算では、セットの値段が2000円として1500回分除外されていますので、年間300万円の売上除外があったことになります。

早速、調査官は代表者と面接して説明を求めました。

調査官 ビールの棚卸しが1500本少ないですよ。説明してください。

代表者 棚卸計上漏れならビール1本370円だから約55万円だな。

調査官 酒屋ではありませんから、これを瓶ビール(大瓶)とコースかつのセットに置きなおしてみると年間300万円の売上げが漏れていることになります。単純にこれを3年分とした場合、900万円の売上除外となりますね。

代表者 ……。

調査官 なぜ、簿外の酒屋を使っていたのかこれで分かりましたよ。そろそろ観念してください。

代表者は売上除外の全貌を調査官に説明し、個人の預金に入れていたことも認めました。

「アタリッパ」はないでしょ!

フリーランスライター 藤木 順平

「ジュンブライド(6月の花嫁)は一生幸せになれる」との言い伝えで、6月に結婚式が多いのかと調べると、なんと、ある調査によれば下から4番目である(最も多いのは11月、次いで10月)。

男女とも未婚率(結婚したくない率)が高くなり、結婚する人はいまや「希少種」とも言われるとか言われないとか…。もし、そんな貴重な結婚式に呼ばれたとしたら、花嫁花婿の前途を祝福するのはもちろんだが、「別れる」「切れる」「ますます」などの忌み言葉に気がつけたいのは言うまでもない。

結婚式に限らずだが、縁起が悪いとされる言葉の言い換えはよくやっている。スルメの「する」は縁起が悪いので、かわりに「あたり」を使うのはよく知られている。しかし、飲み屋さんで「あたりめ」と言うのもなんか気恥ずかしいな。ちょっと通ぶった人は「ヒゲをそ(す)る」と言わず「ヒゲをあたる」とも。だからと

いて「スリッパ」を「アタリッパ」は受け狙いで嫌われるぞ!

派閥からキックバックされたお金、政治資金収支報告書に記載しなかった「裏金」を「還付金」と言い換えた政治家のみなさんには恐れ入った……今日このごろであった。



DX活用セミナー 開催

2月21日、イーンスパイア㈱の横田秀珠氏を招き、「SNSを駆使したDX活用セミナー」を開催した。

スマホが普及し、SNSのユーザー数が激増している昨今、様々なSNSが存在するが、業種や業界、ビジネスモデルによりSNSやHPの重要度も変わる。講義では、それぞれのSNSの特徴の紹介や、どのターゲット層にどのSNSが有効かなど、膨大な量の資料を基に活用方法を分かりやすく解説した。



講師の横田秀珠氏

「Spring恋活」開催

3月2日(土)、婚活イベント「Spring恋活」を郡山ビューホテル「ステラート」で開催し、独身男女16名(男性8名、女性8名)が参加した。前回に引き続き、お笑いコンビ「母心」の関あつしさんに総合司会を担当していただき、軽快なトークで参加者の緊張をほぐし、イベントがスタートした。

はじめに、良い相手と結ばれるための婚活講座を行った。続いて1対1の自己紹介を行い、男女とも積極的に自己アピールした。その後、郡山ビューホテルソムリエの野口森幸氏によるワイン講座を行い、ワインの飲み比べをしながら、高価なワインと安価なワインの違いなどを説明した。

フリータイムでは、飲食を楽しみながら、気になる相手と積極的に会話をし、終始和やかな時間を過ごした。また、途中のアトラクションでは「質問ゲーム」を行い、参加者の意外な答えに関さんのツッコミも冴えわたり、大盛況となった。

最後に、気になる方をカードに記入し、お互い名前が書いてあればカップル成立のマッチングタイムと、男性から女性へ直接告白する「告白タイム」を行い、全員がカップルとなるこれ以上ない結果となった。



乾杯をする司会の関あつし氏



青年部会 新春研修会・新年会 開催

2月16日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、みよた社会保険労務士法人 御代田裕介氏を招き、「褒める・認める・感謝する～笑顔あふれる職場づくりの実践～」と題し、青年部会新春研修会を開催した。

成長している企業は人材育成ができる企業であり、人材育成を考える上でインターネットマーケティング(従業員満足度を高める施策)が重要となる。インターネットマーケティングを行うことで、良好な人間関係づくりやモチベーションアップ・スキル向上へと繋がり、顧客満足度や業績の上がる会社へと成長する。

従業員満足につながる最も効果的な仕組みが褒め言葉だが、褒めるのも努力が必要であり褒めることは誰でも簡単にできるものではない。褒め上手になるためには語彙力を増やしお互いを知る努力をすることと合わせ、褒め言葉を二つ重ねて言うと効果が大きくなる。と、説明した。

その後の新年会では、新入会員の自己紹介や情報交換など、会員相互の親睦を深めた。

また、令和6年能登半島地震災害義援金を募り、多くの浄財(34,464円)が寄せられ、全国法人会総連合を通じ被災県連へ届ける。最後に運試し抽選会を行い、大いに盛り上がった。



講師の御代田裕介氏



青年部会新年会

骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部へ募金寄託



女性部会は3月12日(火)、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部へ72,437円を寄託した。

この事業は、今年11度目となり社会貢献事業の一環として、「希望プロジェクト～未来を担う子供たちのために～」と題し、社会貢献委員会が中心となり、女性部会員からの浄財と郡山市内の百貨店、宿泊施設などに募金箱を設置し善意を募った。

贈呈式では、小林裕子部会長より、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部代表の坂本和豊さんに浄財を手渡した。

小林部会長(中央)より郡山支部坂本代表(右から2番目)へ寄託

みなさまの
あたたかいご協力
ありがとうございました。



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、

企業保障の大きな傘で会員のみなさまを

お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/
福島県郡山市中町1-22
(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211